

香芝市選挙管理委員会告示第 37 号

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿に登録を行った日において選挙権を有する者の 3 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 50 分の 1 の数を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日

香芝市選挙管理委員会

委員長 村井 義博

1	3 分の 1 の数	21,379 人
2	6 分の 1 の数	10,690 人
3	50 分の 1 の数	1,283 人